

# 山口県報

平成18年  
3月31日  
(金曜日)

## 目次

教委規則

山口県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則……………一

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山口県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………五

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………六

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則……………六

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則……………七

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………七

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則……………八

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………八

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則……………九

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………九

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則……………二

教委訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………五

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………六

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令……………六

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………六



山口県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十五号

山口県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

山口県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年山口県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「教育庁指導課」を「教育庁義務教育課」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十六号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

「第二節 本庁

第一款 分課（第十一条）

第二款 課及び室の分掌事務（第十二条―第十四条）

第三款 役付職員等（第十五条―第十七条）

第四款 職員の駐在（第十八条）

第三節 出先機関

第一款 名称、位置、所掌事務等

第一目 教育事務所（第十九条―第二十四条）

第二目 削除

を

第二款 その他の役付職員等(第三十一条-第三十五条)「第二節 分課(第十一条)」

第三節 課及び室の分掌事務(第十二条-第十四条)に改める。

第四節 役付職員等(第十五条-第十七条)

第五節 職員の駐在(第十八条-第三十五条)

第二条中、「出先機関」を削る。

第三条第一号中「で、第十一条第一項の規定により設置する課」を削り、同条第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

「第二節 本庁」を「第二節 分課」に改める。

第三章第二節第一款から第四款までの款名、同章第三節の節名、同節第一款の款名、同款第一目の目名及び同款第二目の目名並びに同節第一款の款名を削る。

第十一条第一項中「課を」を「課及び室を」に改め、同項の表を次のように改める。

課・室	班
教育政策課	総務管理班 教育企画班 秘書班 施設班
教職員課	調整班 人事企画班 学校管理班 学校給与班
福利課	福利班 厚生班 給付班
義務教育課	管理班 人事班 指導班 システム開発班
高校教育課	管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校改革推進班
特別支援教育推進室	
社会教育・文化財課	企画班 地域教育班 家庭・成人教育班 文化財保護班 埋蔵文化財班
人権教育課	企画班 推進班
学校安全・体育課	学校安全班 児童生徒支援班 こども元気づくり班 スポー ツ振興班

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、義務教育課に次の分室を置く。

岩国分室

柳井分室

周南分室

防府分室

厚狭分室

下関分室

萩分室

第十二条の前に次の節名を付する。

第三節 課および質の分掌事務

第十二条第一項の表以外の部分中「課」を「課及び室」に改め、同項の表中

を「室課」に改め、同表教育政策課の項第五号を次のように改める。

五 教育に関する基本計画等の策定並びに施策の総合調整及び推進に関すること。

第十二条第一項の表教育政策課の項第六号中「職員」の下に、「(教育職員を除く。)」を加え、同項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 山口県立高等学校、山口県立中学校、山口県立中等教育学校、山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校(以下この表において「山口県立学校」という。)(の学校職員(教育職員を除く。)(の任免、研修及び勤務評定に関すること。

第十二条第一項の表教育政策課の項第十八号中、「(臨時的任用職員を除く。)」を削り、同項中第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号の次に次の五号を加える。

二十一 教職員住宅に関すること。

二十二 教育に係る調査及び統計に関すること。

二十三 広報に関すること。

二十四 教育行政に関する相談に関すること。

二十五 育英事業に関すること。

第十二条第一項の表教職員課の項第一号を次のように改める。

一 学校職員の採用候補者の選考に関すること。

第十二条第一項の表教職員課の項第二号中「任免、」及び「勤務評定」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 学校職員の定数の配分の総括に関する事。  
 第十二条第一項の表教職員課の項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。  
 五 職員団体に関する事。  
 六 教育研修所に関する事。  
 第十二条第一項の表教職員課の項第九号及び第十号を削り、同表福利課の項第七号を削り、同項の次に次のように加える。

<p>義 務 教 育 課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 県費負担教職員の任免及び勤務評定に関する事。</li> <li>二 市町立の小学校及び中学校の組織編制及び学校職員の定数の配分に関する事。</li> <li>三 県費負担教職員の旅費等の支払に関する情報処理システムの開発に関する事。</li> <li>四 市町立の小学校、中学校及び幼稚園の教育課程、学習指導及び職業指導に関する事。</li> <li>五 小学校及び中学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事。</li> <li>六 市町立の小学校、中学校及び幼稚園の校長、園長、教員その他の教育職員の研修に関する事。</li> <li>七 その他市町立の小学校、中学校及び幼稚園に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>八 山口県教科用図書選定審議会に関する事。</li> </ol>	<p>高 校 教 育 課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 山口県立学校及び市町立の高等学校（定時制の課程を置くものに限る。）の教育職員の任免及び勤務評定に関する事。</li> <li>二 山口県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事。</li> <li>三 山口県立学校の入学者の選抜に関する事。</li> <li>四 山口県立高等学校、山口県立中学校及び山口県立中等教育学校（以下この表において「山口県立高等学校等」という。）の組織編制及び教育職員の定数の配分に関する事。</li> <li>五 山口県立高等学校における教育の改革の推進に関する事。</li> <li>六 山口県立高等学校等の教育課程、学習指導及び職業指導に関する事。</li> <li>七 高等学校及び中等教育学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事。</li> <li>八 山口県立学校の校長、教員その他の教育職員の研修に関する事。</li> <li>九 その他山口県立高等学校等及び市町立の高等学校に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。</li> </ol>
--	---

<p>特 別 支 援 教 育 推 進 室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 特別支援教育に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。</li> <li>二 山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校（以下この表において「山口県立盲学校等」という。）の組織編制及び教育職員の定数の配分に関する事。</li> <li>三 山口県立盲学校等並びに市町立の小学校及び中学校の特殊学級の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。</li> <li>四 山口県立盲学校等並びに市町立の小学校及び中学校の特殊学級における教科書その他の教材の取扱いに関する事。</li> <li>五 特別支援教育に係る研修に関する事。</li> <li>六 認定講習に関する事。</li> <li>七 その他山口県立盲学校等並びに市町立の小学校及び中学校の特殊学級に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>八 山口県心身障害児就学指導委員会に関する事。</li> </ol>
--

第十二条第一項の表指導課の項を削り、同表社会教育課の項中「社会教育課」を「社会教育・文化財課」に改め、同項第十三号中「社会教育関係法人」の下に「及び文化財関係法人」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「図書館」の下に「博物館、美術館、文書館、埋蔵文化財センター」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の次に次の三号を加える。  
 十二 文化財の保護に関する事。  
 十三 銃砲刀剣類の登録に関する事。  
 十四 ユネスコ活動に関する事。  
 第十二条第一項の表社会教育課の項に次の一号を加える。  
 十七 山口県文化財保護審議会に関する事。  
 第十二条第一項の表文化財保護課の項を削り、同表保健体育課の項中「保健体育課」を「学校安全・体育課」に改め、第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。  
 一 生徒指導に関する事。  
 第十二条第二項中「室の」を「分室の」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>分 室</p>	<p>岩 国 分 室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 岩国市及び玖珂郡の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関する事。</li> <li>二 岩国市及び玖珂郡の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関する事。</li> </ol>
------------	---

柳井分室	一 柳井市、大島郡及び熊毛郡の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関すること。 二 柳井市、大島郡及び熊毛郡の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
周南分室	一 下松市、光市及び周南市の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関すること。 二 下松市、光市及び周南市の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
防府分室	一 山口市、防府市、美祢郡及び阿武郡阿東町の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関すること。 二 山口市、防府市、美祢郡及び阿武郡阿東町の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
厚狭分室	一 宇部市、美祢市及び山陽小野田市の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関すること。 二 宇部市、美祢市及び山陽小野田市の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
下関分室	一 下関市の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関すること。 二 下関市の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。
萩分室	一 萩市、長門市及び阿武郡（阿東町を除く。）の区域における県費負担教職員の人事及び給与に関すること。 二 萩市、長門市及び阿武郡（阿東町を除く。）の区域における県費負担教職員（事務職員に限る。）の研修に関すること。

第十五条の前に次の節名を付する。

第四節 役付職員等

第十五条第一項の表に次のように加える。

分 室	分室長
-----	-----

第十五条第二項の表の表頭の項中、「教育調整監 教育指導監」を、「教育調整監」に改め、同表の項中、「企画監」を、「室次長 企画監」に改め、同表に次のように加える。

分 室	主幹 主査 主任 主任主事
-----	---------------

第十八条の前に次の節名を付する。

第五節 職員の駐在

第十九条から第三十五条までを次のように改める。

第十九条から第三十五条まで 削除

第三十八条中「課を」を、「表の上欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の

下欄に掲げる班を」に改め、  
「総務課  
整備課  
参考課  
普及課」  
を削り、同条に次の表を加える。

課	班
総務課	
企画振興課	
資料情報課	資料情報班 郷土資料班
事業推進課	地域協力班 こども読書推進班

第三十九条の表総務課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表整備課の項を次のように改める。

企画振興課	一 図書館奉仕に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 二 図書館奉仕に関する調査研究に関すること。 三 広報に関すること。
-------	--

第三十九条の表参考課の項中、「参考課」を、「資料情報課」に改め、同項第五号中「資料の」の下に、「整備及び」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第四号を第八号とし、第一号から第三号までを四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

- 一 図書館資料（以下この条において「資料」という。）の収集、受入れ及び除籍に関すること。
  - 二 資料の分類、目録編成及び装備に関すること。
  - 三 資料の管理に関すること。
  - 四 資料の整理技術の指導及び普及に関すること。
- 第三十九条の表普及課の項中、「普及課」を、「事業推進課」に改め、同項第五号を次の

ように改める。

五 子どもの読書活動の推進に関する事。

第三十九条の表普及課の項に次の一号を加える。

六 他の図書館との連絡、協力及び資料の相互貸借に関する事。

第五十五条の三中、「とする」を「である」に改める。

第五十五条の四の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとづくり財団に委託して」を「法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)により」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 開館日以外の日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 文化財資料の利用を拒むこと。

第六十一条の二中、「とする」を「である」に改める。

第六十一条の三の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとづくり財団に委託して」を「指定管理者により」に改め、各号を次のように改める。

一 前条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関する事(学校教育関係職員の研究に関するものを除く。)

二 前条第三号に掲げる業務に関する事(教育委員会が定めるものに限る。)

三 開館日以外の日開館し、又は臨時に閉館すること。

四 施設の使用時間を変更すること。

五 使用の許可をすること。

六 使用者に対し必要な指示をすること。

七 体育施設を他に使用させることを承認すること。

八 使用者の許可を取り消すこと。

九 施設及び設備の維持管理に関する事。

第七十条中、「とする」を「である」に改める。

第七十一条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとづくり財団に委託して」を「指定管理者により」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 開館日以外の日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 使用の許可をすること。

四 使用の許可を取り消すこと。

第七十五条中、「とする」を「である」に改める。

第七十六条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとづくり財団に委託して」を「指定管理者により」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 開館日以外の日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 使用の許可をすること。

四 使用の許可を取り消すこと。

第八十四条中、「とする」を「である」に改める。

第八十五条を次のように改める。

(役付職員)

第八十五条 青少年野外活動センターに所長及び次長を置く。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、青少年野外活動センターに主査又は主任を置くことができる。

3 前二項に規定する役付職員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

第八十六条の七中、「とする」を「である」に改める。

第八十六条の八の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとづくり財団に委託して」を「指定管理者により」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 施設の使用日又は使用時間を変更すること。

三 施設の使用の許可をすること。

四 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

第九十一条中「課は」を「課及び室は」に改め、同条第一号の表山口県教科用図書選定審議会の項中「指導課」を「義務教育課」に改め、同表山口県スポーツ振興審議会の項中「保健体育課」を「学校安全・体育課」に改め、同条第二号の表中「つかさどる課」の下に「又は室」を加え、同表山口県心身障害児就学指導委員会の項中「指導課」を「特別支援教育推進室」に改め、同表山口県社会教育委員の項中「社会教育課」を「社会教育・文化財課」に改め、同表山口県文化財保護審議会の項中「文化財保護課」を「社会教育・文化財課」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第十七号**

山口県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則  
山口県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（平成十四年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
別表文化行政専門職員採用選考の成績の項中「教育庁文化財保護課」を「教育庁社会教育・文化財課」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第十八号**

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分中「企画監」を「室次長、企画監、分室長」に改め、「教育指導監」を削り、同表出先機関に関する部分を削り、別表第一業務上の職の表技術職員の項中「運転士」を「主任運転士、運転士、主任管理員」に改める。

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中

企画監	上司の命を受けて課の事務に係る特定の事務を処理する。
室次長	室長をたすけ、上司の命を受けて室の事務を整理する。
企画監	上司の命を受けて課の事務に係る特定の事務を処理する。

に改め、

を

分室長 上司の命を受けて分室の事務を掌理する。

教育指導監 上司の命を受けて生徒指導に関する特定の事務を処理する。

を削り、同表

出先機関の項を削り、別表第二の一 業務上の職の表研究員の項の次に次のように加える。

主任運転士 上司の命を受けて自動車の運転及び整備に従事する。

別表第二の二 業務上の職の表運転士の項の次に次のように加える。

主任管理員 上司の命を受けて物品等の運搬、所内の清掃その他雑務に従事する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第十九号**

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則  
山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「昭和二十八年山口県条例第十一号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 所属長は、次に掲げる職員（第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、職員の配偶者で第一号又は第二号に規定する子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）から請求があつた場合においては、第二号及び第四号の規定にかかわらず、そ

の者の始業及び終業の時刻を教育長が別に定める特定の時刻とし、並びに休憩時間を別に定めることができる。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子がある職員
- 二 小学校に就学している子がある職員が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第三項に規定する放課後児童健全育成事業に係る施設から当該子を連れて帰宅する場合における当該職員
- 三 条例第十五条第一項に規定する者で同項に規定する介護を必要とするものを介護する職員

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二十号

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の項中、「の課長」の下に、「（これに相当する室の長を含む。以下同じ。）」を加え、「教育事務所、」を削り、「及び教育研修所」を、「教育研修所及び青少年野外活動センター」に、「出先機関等」を「図書館等」に改め、同表学校に勤務する職員の項中「教育事務所長」を「義務教育課の分室長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二十一号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。  
第七条の表養護教諭、養護助教諭の項の次に次のように加える。

栄 養 教 諭	第五号様式
---------	-------

第七条の表学校栄養職員のうち「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同表事務職員の項中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

別記第六号様式を別記第七号様式とし、別記第五号様式を別記第六号様式とし、別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式(第7条関係)

栄養教諭勤務評定書 定期条件臨時

秘 評定日 年 月 日
評定期間 年 月 日から 年 月 日まで

Table with columns for 教育委員会 and 学校, and rows for 評定者 and 調整者.

Main evaluation table with columns for 氏名, 性, 年齢, 勤務状況, 勤務成績, 特性・能力, and 所見.

注 1 被評定者が共同調理場又は学校給食センターに勤務する場合は、学校欄にその名称を記入し、校長が場長の意見を聴いて評定を行う。

2 印欄は、評定者は記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十二号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則(昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条第三号」を「第三条第二号」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 課等 組織規則第十一条第一項に規定する課及び室をいう。

三 所属長 課等の長及び教育機関の長をいう。

第二条第四号を削る。

別表第一の1の項職員の範囲の欄中「文化体育課」を「社会教育・文化財課」に改め、同表2の項備考の欄中「理化学科又は食品科学科」を「食品科学科又は食品工業科」「水産養殖科」を「海洋科学科」「化学工業科」を「材料化学科、化学工業科、繊維工学科、応用化学科」に改め、同表4の項備考の欄中「瀬谷地井田ががた」を「山口県立鹿野高等学校又は山口県立徳佐高等学校に勤務する」に改め、同表5の項を削り、6の項を5の項とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十三号



公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「大学以外の」を削り、同条第二項を削る。

第三条第一項中「実施機関」を「山口県教育委員会（以下「教育委員会」といふ）」に改める。

第四条、第五条、第六条第一項、同条第二項各号列記以外の部分、同項第五号力、同項第七号ク、同項第八号キ、同項第十号才、同条第三項、第七条第一項、第八条から第十二条まで、第十四条第一項、同条第三項第三号、第十五条、第十六条及び第十八条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「海防機関」を「山口海防機関」に改める。

別記第五号様式の裏中

実施機関の名称

回

を

山口海防機関

に

改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「海防機関」を「山口海防機関」に改める。

別記第八号様式中「海防機関 籍」を「山口海防機関 籍」に改め、同様式の添付書類3中「海防機関」を「山口海防機関」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十四号

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

山口県心身障害児就学指導委員会規則（昭和五十三年山口県教育委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

第九条中「教育庁指導課」を「教育庁特別支援教育推進室」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十五号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国総合高等学校の項中「160」を「120」に改め、同表山口県立柳井高等学校の項及び山口県立柳井商業高等学校の項を次のように改める。

山口県立柳井高等学校	柳 井 市 本 校	普通科 理数科	3	160														全日制課程理数科は、平成18年度から生徒募集を停止する。
山口県立柳井商業高等学校	柳 井 市 本 校	会計ビジネス 情報ビジネス	3	—														全日制課程会計ビジネス入科及び情報ビジネス入科は、平成18年度から生徒募集を停止する。

別表の1の表山口県立柳井商業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立柳井商工高等学校	柳 井 市 本 校	会計ビジネス 情報ビジネス 機械・制御科 建築・情報科	3	40														
山口県立柳井工業高等学校	柳 井 市 本 校	機械・制御科 建築・情報科	3	40														

別表の1の表山口県立柳井工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立柳井工業高等学校	柳 井 市 本 校	機械・制御科 建築・情報科	3	—														全日制課程機械・制御科及び建築・情報科は、平成18年度から生徒募集を停止する。
--------------	-----------	------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表の1の表山口県立光高等学校の項中「200」を「160」に改め、同表山口県立光高等学校の項中「160」を「120」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「200」を「160」に改め、同表山口県立徳山高等学校の項中「280」を「240」に改め、同表山口県立徳山商業高等学校の項を次のように改める。

山口県立徳山商業高等学校	周 南 市 本 校	総合ビジネス 情報ビジネス	3	—														全日制課程総合ビジネス入科及び情報ビジネス入科は、平成18年度から生徒募集を停止する。
--------------	-----------	------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表の1の表山口県立徳山商業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立徳山商工高等学校	周 南 市 本 校	総合ビジネス 情報ビジネス 機械科	3	40														
山口県立徳山商業高等学校	周 南 市 本 校	総合ビジネス 情報ビジネス 機械科	3	40														



山口県立萩商工高等学校	萩	市本	総合	3	70														
			入試																
山口県立萩工業高等学校	萩	市本	国際情報科	3	35														
			機械科	3	35														
山口県立萩工業高等学校	萩	市本	電気科	3	35														
			建設工	3	35														

別表の1の表山口県立萩工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立萩工業高等学校	萩	市本	機械科	3	—														
			電気科	3	—														
			建設工	3	—														

別表の1の表山口県立奈古高等学校の項中「35」を「30」に改め、別表の4の表山口県立吉国養護学校の項中「19」を「25」に改め、同表山口県立田布施養護学校の項中「39」を「57」に改め、同表山口県立徳山養護学校の項中「22」を「33」に改め、同表山口県立防府養護学校の項中「29」を「32」に改め、同表山口県立宇部養護学校の項中「47」を「53」に改め、同表山口県立下関養護学校の項中「22」を「33」に改め、同表山口県立萩養護学校の項中「22」を「25」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十六号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中、「文化英語コース、国際コース」を削る。

別表第一下関学区の項中「山口県立下関第一高等学校」を削る。

別表第二中「深川中学校大畑分校区」を「洪木、真木」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十七号

山口県青少年野外活動センター規則の一部を改正する規則

山口県青少年野外活動センター規則（昭和四十九年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（使用の手続）

第二条 条例第五条の規定による許可を受けようとする者は、山口県青少年野外活動センター使用許可申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 一 研修計画書（別記第二号様式）
- 二 氏名、性別及び学年又は年齢を記載した参加者名簿
- 三 あて先を明記し、返信に要する額面の郵便切手をはった返信用封筒（使用の許可）

第三条 教育長は、前条の規定により山口県青少年野外活動センター使用許可申請書の提出があつた場合において、その内容を審査の上、使用を許可するかどうかの決定をし、その結果を当該山口県青少年野外活動センター使用許可申請書を提出した者に対して通知する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記  
第一号様式（第2条関係）

山口県青少年野外活動センター使用許可申請書

年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

（電話 局 番）

下記のとおり山口県青少年野外活動センターの使用の許可を受けたいので、山口県青少年野外活動センター条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。  
記

使用日時	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	泊 日
使用者内訳	団体の名称		学年又は年齢構成
	区分	男 人	女 人
	研修生		
	引率者		
研修計画書上特に依頼したい事項			

添付書類

1 研修計画書

2 氏名、性別及び学年又は年齢を記載した参加者名簿

3 あて先を明記し、返信に要する額面の郵便切手をはった返信用封筒

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第2条関係)

研 修 計 画 書

夏	時 間	期 食	昼 食		夕 食
			8.30 ~ 12.00	13.00 ~ 16.40	
冬	時 間	期 食	9.00 ~ 12.00	13.00 ~ 16.40	夕 食
					19.30 ~ 21.00
第1日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分
第2日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分
第3日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分
第4日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分
第5日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分
第6日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分
第7日	月 日 研修内容 指導依頼	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分	( ) 人分

注 1 「夏時間」とは4月1日から9月30日までの期間内における時間を、「冬時間」とは10月1日から翌年の3月31日までの期間内における時間をいう。  
 2 研修の指導を依頼する場合にあつては、「指導依頼」欄に 印を記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般  
各 教 育 事 務 所  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

受訓先を「庁中一般  
各教育機関」に改める。

第四条中「及び室長」を「、室長及び分室長」に改め、「、教育事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第4号

教 育 庁 一 般  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第1

号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「教育庁一般」を「庁中一般」に改める。

目次中「第四条の三」を「第四条の四」に改め、「教育事務所及び」を削る。

第一条中「教育事務所を除く。」及び「教育事務所」を削る。

第三条中「教育事務所長」を「(これに相当する室の長を含む。以下同じ。)(」に改める。

第四条第一項中「教育事務所」を「(これに相当する室を含む。以下同じ。)(」に改め、同条第三項及び第四項中「教育事務所長」を削る。

第四条の三中「教育事務所若しくは」を削る。  
第一章中第四条の三の次に次の一条を加える。

(公文書の庁外持出し)

第四条の四 公文書は、庁外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ当該公文書を保管し、又は保存する本庁の課長又は学校その他の教育機関の長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二十三条第一項中「庁内又は教育事務所及び学校その他の教育機関にあてた」を削る。

第三章の章名中「教育事務所及び」を削る。

第三十六条第一項中「教育事務所及び」を削り、同条第二項中「教育事務所長及び」を削る。

別表第二中

指 導 課	教 育 課
社 会 教 育 課	教 社 文

を

義 務 教 育 課	教 育 課
高 校 教 育 課	教 育 課
特 別 支 援 教 育 推 進 室	教 育 課
社 会 教 育 ・ 文 化 財 課	教 育 課

に、

文 化 財 保 護 課	教 育 課
文 化 財 保 護 課	教 育 課

を

保 健 体 育 課

教 育 課

学 校 安 全 ・ 体 育 課

教 育 課

に改める。

別表第五永年に属する文書の項11、十年に属する文書の項10及び五年に属する文書の項10中「(教育政策課及び教職員課が所掌するものに限る。)(」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第五号

教 育 庁 一 般  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会公印規程(昭和三十一年山口県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「教育庁一般」を「庁中一般」に改める。

第六条第一項中「又は教育事務所」を「(課に相当する室の長を含む。次項及び次条第一項において同じ。)(又は義務教育課の分室長」に改め、同条第二項中「教育事務所長」を「義務教育課の分室長」に改める。

第七条第一項中「教育事務所長」を「義務教育課の分室長」に改める。

別表中「教育事務所長(各一個)」を「義務教育課の分室長(各一個)」に、

教育庁課長印	山口県教育庁課長	七	一	教育政策課	職員証用
岩国教育事務所長之印	岩国教育事務所長	二二	一	岩国教育事務所長	

教育事務所長					
柳井教育事務所長之印	周南教育事務所長之印	防府教育事務所長之印	厚狭教育事務所長之印	下関教育事務所長之印	萩教育事務所長之印
二二	二二	二二	二二	二二	二二
一	一	一	一	一	一
柳井教育事務所長	周南教育事務所長	防府教育事務所長	厚狭教育事務所長	下関教育事務所長	萩教育事務所長

を

教育庁室長印	山口県教育庁室長之印	二二	一	特別支援教育推進室長	
教育庁課長印	山口県教育庁課長	七	一	長教育政策課	職員証用
教育庁義務教育課分室長印	山口県教育庁義務教育課分室長之印	二二	七	義務教育課の分室長(各一個)	

に改め

る。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第六号

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程(昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「各教育事務所」を削る。

庁中一般  
各教育事務所  
学校を除く各教育機関

第四条中「の長、教育事務所」を「(これに相当する室を含む。)」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第七号

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員倫理規程(平成十二年山口県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「各教育事務所」を削る。

第一条中「出先機関並びに同条第三号に規定する」を削る。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

### 山口県教育委員会訓令第八号

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程(平成五年山口県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。



受訓先中「各教育事務所」を削る。

第一条第一号中「出先機関（以下「出先機関」という。）並びに同条第三号に規定する」を削り、同条第三号中「課」の下に「高校教育課にあつては、特別支援教育推進室を含む。」を加え、「出先機関並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)